

平成 28 年第 2 回
龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会会議録

平成 28 年 11 月 1 日 開会
平成 28 年 11 月 1 日 閉会

龍ヶ崎地方衛生組合

平成28年第2回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会会議録

龍ヶ崎地方衛生組合 告示第5号

平成28年第2回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年10月17日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 中山 一生

1. 招集日時 平成28年11月1日（火）午後2時00分
2. 招集場所 龍ヶ崎地方衛生組合議場

平成28年第2回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会日程

1. 招集日時 平成28年11月1日（火）午後2時00分
2. 招集場所 龍ヶ崎地方衛生組合 2階議場
3. 会 期 自 平成28年11月1日
至 平成28年11月1日
4. 付議事件

| 順序 | 議案番号 | 事 件 名 | 提 出 者 |
|----|-------|---|-------|
| 1 | 議案第1号 | 龍ヶ崎地方衛生組合行政不服審査に関する条例について | 管 理 者 |
| 2 | 議案第2号 | 龍ヶ崎地方衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例について | 管 理 者 |
| 3 | 議案第3号 | 龍ヶ崎地方衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について | 管 理 者 |
| 4 | 議案第4号 | 龍ヶ崎地方衛生組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 管 理 者 |
| 5 | 議案第5号 | 平成27年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算について | 管 理 者 |
| 6 | 議案第6号 | 平成28年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第1号） | 管 理 者 |
| 7 | 議案第7号 | 平成29年度龍ヶ崎地方衛生組合分賦金割合について | 管 理 者 |
| 8 | 報告第1号 | 専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について） | 管 理 者 |
| 9 | 報告第2号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第2号）） | 管 理 者 |
| 10 | 報告第3号 | 専決処分の報告について（和解に関することについて） | 管 理 者 |
| 11 | 報告第4号 | 平成27年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計繰越明許費繰越計算書について | 管 理 者 |

[会議録第1号]

平成28年11月1日開会

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 議案第1号から議案第7号及び報告第1号から報告第4号
(質 疑)
(討 論)
(採 決)
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議員派遣の件

1. 出席議員

| | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 1番 | 金剛寺 | 博 | 議 員 |
| 2番 | 久米原 | 孝 子 | 議 員 |
| 4番 | 油 原 | 信 義 | 議 長 |
| 6番 | 遠 藤 | 憲 子 | 議 員 |
| 7番 | 山 越 | 守 | 議 員 |
| 8番 | 藤 田 | 尚 美 | 議 員 |
| 9番 | 細 谷 | 典 男 | 議 員 |
| 10番 | 池 田 | 慈 | 議 員 |
| 11番 | 竹 原 | 大 蔵 | 議 員 |
| 12番 | 関 川 | 翔 | 議 員 |
| 13番 | 坂 本 | 啓 次 | 議 員 |
| 14番 | 高 橋 | 一 男 | 議 員 |
| 15番 | 宮 本 | 秀 樹 | 副議長 |
| 16番 | 星 野 | 初 英 | 議 員 |
| 17番 | 山 口 | 清 吉 | 議 員 |
| 18番 | 篠 崎 | 力 夫 | 議 員 |
| 19番 | 竹 神 | 裕 輔 | 議 員 |
| 20番 | 若 松 | 宏 幸 | 議 員 |
| 21番 | 石 川 | 修 | 議 員 |
| 22番 | 小 泉 | 嘉 忠 | 議 員 |

23番 久保谷 充 議員
24番 永井 義一 議員

1. 欠席議員

3番 滝沢 健一 議員
5番 黒木 のぶ子 議員

1. 説明のため出席した者の氏名

中山 一生 管理者(龍ヶ崎市 市長)
根本 洋治 副管理者(牛久市 市長)
藤井 信吾 副管理者(取手市 市長)
遠山 務 副管理者(利根町 町長)
雑賀 正光 副管理者(河内町 町長)
田口 久克 副管理者(稲敷市 市長)
中島 栄 副管理者(美浦村 村長)
天田 富司男 副管理者(阿見町 町長)
飯田 俊明 会計 管理者
小林 義弘 事務局 局長
杉山 晃 総務 課 長

1. 職務のため出席した者の氏名

油原文 雄 施設 課 長
風見 光三 総務 課 長 補佐
木村 哲 施設 課 長 補佐
浅野 大樹 総務 課 主任

午後2時00分開会

○油原信義議長 皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中ご参集をくださりましてご苦労さまでございます。

開会前に、新たに龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に就任されました方々をご紹介いたします。

阿見町の久保谷 充議員。

○23番(久保谷 充議員) 久保谷です。よろしくお願ひします。

○油原信義議長 同じく永井義一議員。

○24番(永井義一議員) どうも永井です。よろしくお願ひします。

○油原信義議長 どうぞよろしくお願いをいたします。

○油原信義議長 ただいまから、平成28年第2回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会を開会いたします。

本日の欠席議員は、3番滝沢健一議員、5番黒木のぶ子議員、以上2名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開会いたします。

○油原信義議長 日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第4条の規定により、23番久保谷 充議員、24番永井義一議員と指定いたします。

○油原信義議長 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○油原信義議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

○油原信義議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第71条の規定により、14番高橋一男議員、16番星野初英議員を指名いたします。

○油原信義議長 日程第4、議案第1号から議案第7号及び報告第1号から報告第4号まで、以上11案件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

中山管理者。

〔中山一生管理者 登壇〕

○中山一生管理者 改めまして、皆さんこんにちは。本日は、平成28年第2回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会にお集まりをお願い申し上げましたところ、皆様にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員の皆様におかれましては、平素から当組合の業務運営並びに環境衛生行政に対しましてお骨折りをいただき、さらには、ご協力、ご理解を賜っておりますこと心から御礼を申し上げます。

先ほど、議長のほうから議席の指定とあわせてご紹介がありましたが、このたび、当組

合の議会議員となられた方々には、心からお喜びを申し上げますとともに、今後も圏域住民のためにご活躍をいただきますことをお願い申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、せっかくの機会でもありますので、組合の近況等につきまして若干のご報告を申し上げます。

現在、組合の各処理施設は、日々正常かつ順調に稼働をしているところでございます。

今後とも、公害のない運転管理とあわせて周辺環境の保全に努めてまいりたいと考えておりますので、議会の皆様方のお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。本日の提案をいたしました各案件の説明に移らせていただきます。

まず、議案第1号 龍ヶ崎地方衛生組合行政不服審査に関する条例についてであります。

これは、行政不服審査法が改正されたことに伴い、必要な事項を新たに条例として定めるもので、行政不服審査会の設置や書面の交付に関する事項などを定めるものです。

次に、議案第2号 龍ヶ崎地方衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例についてでございます。これも行政不服審査法が改正されたことに伴い所要の改正を行うものです。

次に、議案第3号 龍ヶ崎地方衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてです。これは、地方公務員法の改正に伴う改正が主なもので、勤務時間、休暇等に関する条例及び特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正であります。

次に、議案第4号 龍ヶ崎地方衛生組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。これは、議案第1号に定める行政不服審査会委員の報酬について定められたものです。

次に、議案第5号 平成27年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算についてであります。本案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、議会の認定をお願いするものであります。関係書類は、全て監査委員の審査に付してありますので、審査意見書を添付して議会の承認を求めるものです。

決算の主な内容につきまして、お時間をいただきましてご説明をいたします。

歳入総額5億5,841万6,675円に対しまして歳出総額5億1,435万5,047円であり、繰越明許費繰越額の200万円を含む、歳入歳出差引額4,406万1,628円につきましては、平成28年度へ繰り越しとなるものでございます。

まず、歳入です。

予算現額5億5,651万2,000円に対し、調定額5億5,851万1,234円、収入済額5億5,841万6,675円、収入未済額9万4,559円、収入率100.34%で、190万4,675円の増収となっております。

衛生手数料におきまして、搬入量が当初積算額より若干多く12万6,533円の増収、諸収入では、東京電力からの賠償金88万4,088円、落雷による災害共済金184万6,282円等が入金されておりますが、創美ビルメン株式会社からの契約解除違約金については、まだ未納でございます。

続きます。歳出であります。

初めに、議会費であります。予算額に対し27万5,248円の不用額が生じております。

次に総務費であります。

当初予算額1億8,787万6,000円のところで、途中430万6,000円の減額補正を行い、予算計1億8,357万円に対し、支出済額1億8,002万436円、翌年度への繰越額200万円、執行率98.07%で154万9,564円の不用額が生じております。

需用費の消耗品費において、事務用品の購入が少なかったことや燃料費において不用額が出ております。備品購入費においては、公用車が年度内に納車できなかったため、200万円を繰越明許費で翌年度へ繰り越しました。

次に、衛生費であります。

当初予算額2億6,705万円のところで、途中1,798万2,000円の減額補正をいたしまして、予算計2億4,906万8,000円に対し、支出済額2億1,273万7,425円、執行率85.41%で、3,633万575円の不用額が生じております。

主に、清掃総務費では、各施設の省エネ運転管理や資源価格の下落により、電気使用量、単価がともに下がったことなどによる光熱水費の減少や、処理場費においては、設備の重要度により各機器の整備計画を見直したことや突発的な機器の故障が少なかったこと、また、効率的に施設を稼働させたことや汚泥発生量を抑えた運転管理等により、修繕料、医薬材料費、委託料で不用額が出ております。

次に、公債費におきましては、予算現計1億1,890万4,000円に対し、支出済額1億1,890万2,434円で1,566円が不用額となっております。

以上、歳出合計といたしまして、当初予算額5億7,880万円のところで、途中2,228万8,000円の減額補正を行い、予算計5億5,651万2,000円に対し、歳出済額5億1,435万5,047円、翌年度への繰越額200万円、執行率94.42%で、不用額は4,015万6,923円となるものであります。

続きます。議案第6号 平成28年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第1号）であります。本案につきましては、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ7万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,759万3,000円とするものであります。

まず、歳入であります

繰入金につきましては、今回の補正での歳入歳出調整により2,698万7,000円の減額となるものであります。

次に、繰越金の2,706万1,000円の増額につきましては、当初予算額と平成27年度からの繰越金の差額を増額するものです。

次に、歳出であります。

総務費の一般管理費で7万4,000円の増額であります。これは、議案第1号及び議案第4号でご説明いたしました、行政不服審査会が開催された場合の委員報酬と費用弁償分の増

額をお願いするものです。

続きまして、議案第7号に移らせていただきます。

平成29年度龍ヶ崎地方衛生組合分賦金割合についてであります。本案につきましては、起債償還金である建設費分につきまして、人口割30%、均等割10%、実績割60%。一般経費については、均等割5%、実績割95%に定めようとするものです。

続きまして、報告第1号及び報告第2号は、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

まず、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、地方公務員法の改正に伴い、今まで規則で定めていた等級別職務基準表を条例において定めたことや、昇給の基準に関して時限付きの経過措置を行ったものなどであります。

次に、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、平成27年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第2号）であります。

これは、総務費の備品購入費において繰越明許費の設定を行ったものであります。平成27年度補正予算（第1号）で計上した公用車購入に係る予算200万円について、年度内の納車が不可能になったことから翌年度へ繰り越すものであります。

次に、報告第3号は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行ったもので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

報告第3号 専決処分の報告について、和解に関することについてであります。

これは、平成27年11月2日午後零時40分ごろ、常磐道つくばジャンクションにおいて公用車がスリップを起し、道路左側壁に設置してあった視線誘導版1基を破損した事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、損害賠償金を6万2,814円と決定し、和解が成立したものであります。

次に、報告第4号 平成27年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。これは、平成27年度に係る総務費の歳出予算の経費を、平成28年度に繰り越して使用することとしたため、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告するものです。

以上が本日ご提案申し上げました各案件の概要でございます。

慎重なるご審議の上、適切なる決定を賜りますよう、お願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○油原信義議長 次に、平成27年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算について、監査委員から監査結果についてのご報告があります。

山越 守監査委員，監査結果のご報告をお願いいたします。

〔山越 守監査委員 登壇〕

○山越 守監査委員 改めまして，皆さんこんにちは。監査委員の山越でございます。

ただいま議題となっております，議案第5号の平成27年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算について，審査の結果をご報告いたします。

去る平成28年8月25日，利根町の鈴木監査委員とともに，歳入歳出決算の審査を詳細かつ慎重に精査，照合いたしましたところ，収支ともに正確にして規定に違背したところなく，全て正当と認めました。

また，予算の執行状況についても，総じて適正であることを認めました。

なお，審査意見といたしましては，お手元の決算審査意見書に記載のとおりでございます。

以上，簡単ではございますが，決算審査のご報告といたします。

平成28年11月1日

監査委員 鈴木弘一

監査委員 山越 守

以上であります。

○油原信義議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので，これを許可します。

1 番金剛寺 博議員。

〔1 番 金剛寺 博議員 登壇〕

○1 番（金剛寺 博議員） 議案に対する質疑を行います。

議案第1号 龍ヶ崎地方衛生組合行政不服審査に関する条例についてです。

1 点目は，これまでに不服申し立てがあったのかどうか伺います。

2 点目は，改正された行政不服審査法では，再審査請求は特別の場合を除き，できなくなりましたが，法の第5条再調査の請求，第6条の再審査請求の条文がありますが，これは，当組合では適用されるものかどうか伺います。

3 点目は，審査請求があった場合の審理員の選出，処理手順について伺います。

4 点目は，行政不服審査会について，審査委員の選出について伺います。特に条例案の第9条第1項，第9条第2項について詳細について伺います。

以上です。

○油原信義議長 小林事務局長。

〔小林義弘事務局長 登壇〕

○小林義弘事務局長 金剛寺議員の質疑にお答えいたします。

まず，これまでの不服申し立ての有無についてでございますが，過去に不服申し立ての事案はございませんでした。

次に、行政不服審査法第5条の再調査の請求及び第6条の再審査請求の適用についてでございますが、処分の根拠となった個別法に、請求することができる旨の定めがある場合のみ可能であります。具体的には、再調査の請求については、国税通則法、関税法等。再審査請求については、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法等がありますが、現時点では、当組合で該当する事案はないものと考えております。

続きまして、審査請求があった場合の処理手順といたしまして、まず、審理員の選出ですが、行政不服審査法において、審理員は審査請求に係る処分もしくは不作為に關与する職員以外の職員でなければならないとの規定があり、当組合では、総務課が処分を担当した場合は、施設課の管理職職員。施設課が処分を担当した場合は、総務課の管理職職員を選出することになるのかと思います。

続きまして、具体的な処理手順ですが、審査請求がありましたら、受付機関である審査庁は、当組合では事務局が務めることになり、まず、当該請求の適法性を審査し、不備がある場合には補正を求めることになっております。

次に、審理員を選出し審理を行います。審理員は、その過程で処分担当部署に弁明書を提出させ、審査請求人や利害関係人に意見陳述の機会を設けたり、証拠書類の提出を求めることができます。審理が終了しましたら、審理員は、事務局に審理意見書を提出し、事務局は、審理意見書を添えて行政不服審査会に諮問いたします。

事務局からの諮問を受けた行政不服審査会は、当該諮問に対し、調査、審議をし、答申いたします。その過程において、審査請求人や事務局に対し、主張書面や資料の提出を求めたり、意見陳述の機会を設けることができます。

最後に、行政不服審査委員からの答申を受けた事務局は、その答申を踏まえ、裁決を行います。以上が審査請求の処理手順でございます。

続きまして、行政不服審査会の委員の選出についてでございますが、まず、審査会については、行政不服審査法第81条第1項において、地方公共団体に執行機関の附属機関として審査会を置くと規定されておりますが、同条第2項においては、地方公共団体の状況等に鑑み、審査会を置くことが不適當または困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに置くこととすることができるとあります。

総務省の逐条解説では、不適當または困難であるときについて、不服申し立ての件数が少なく、常設する費用対効果が低いと考えられる場合や、常設すると適任者の確保が困難である場合とされております。当組合では、これまでの不服申し立ての事案がないことから、審査請求がありましたら、その都度、委員を選出し、審査会を設置することといたしました。

委員については、総務省の参考資料において、他の審査会との兼任も可能であるとの見解が示されており、当組合では、情報公開審査会委員に兼任していただくことを選択肢として考えておりますが、案件によっては、法律または行政について、より専門的な識見を

有する方に加わっていただくことも想定し、適宜5人以内の必要な人数でお願いしていき
たいと考えております。

以上でございます。

○油原信義議長 次に、6番遠藤憲子議員。

〔6番 遠藤憲子議員 登壇〕

○6番（遠藤憲子議員） 6番の遠藤憲子でございます。通告に従いまして、第5号議案、
平成27年度一般会計歳入歳出決算について質問をいたします。

初めに、歳入歳出決算書の7ページであります。

歳入の中の雑入の中で、建物災害共済金184万6,282円の計上がございます。内容につい
て詳しくお尋ねをいたします。

さらに、この衛生組合では、防災マニュアルが作成をされていると聞いておりますが、
今回のような落雷または突風など、自然災害におけるマニュアル作成はどうなっているの
かをお尋ねをいたします。

次に、11ページ、歳出の中の総務費の中です。総務管理費の中の13の委託料、人事評価
制度研修会の8万8,992円の事業内容についてお尋ねをいたします。今回のこの研修会での
結果は、どのような形で職員に反映されるのかお尋ねをいたします。

同じく、13ページの中の19番、節19の中の負担金です。周辺地域の環境整備343万4,000
円についてであります。ご説明の中では、協定書に基づく交付金の支出ということござ
いますが、交付に至りました経緯と現在の状況、さらに今後の方向性について伺います。

最後に、13ページであります。衛生費の中の処理場費です。13番の委託料の中の脱水汚
泥リサイクル処分4,219万8,552円についてです。現在は、脱水汚泥のままリサイクル処分
をしていると聞いております。乾燥、造粒のときとの比較につきまして、現状または前年
比でランニングコストはどの程度の削減につながったのか、数値などがあれば具体的に伺
いたいと思います。さらに、CO₂の削減についてはどうかお尋ねをいたします。

以上です。

○油原信義議長 杉山総務課長。

〔杉山 晃総務課長 登壇〕

○杉山 晃総務課長 遠藤議員の質疑にお答えいたします。

まず、歳入の雑入において、今回入金された建物災害共済金についてですが、平成27年
6月23日午後5時30分から35分ごろに発生した落雷により、トラックスケールロードセル
と、55キロリットル施設の地下重油タンク液面計と火災報知器が損傷したものであります。

直接建物に落雷があったわけではありませんが、施設近辺にあった落雷が、地中もしくは
は通信線や電源線を伝わり当施設の機器に影響を与えたものと考えられます。

罹災後は、早急に損傷した機器の修理手続を行い、バキュームカーの搬入や処理が滞ら
ないように対応し、その際の修理費用について、当組合が加入している全国自治協会の建物

災害共済に共済金の請求を行ったものであります。

修理費用は、トラックスケール修理が159万3,000円、55キロ施設地下重油タンク液面計修理が51万8,400円、55キロ施設火災報知器修理が54万円で、修繕費の総額は265万1,400円でありましたが、全国自治協会から設備工作物等に設定している共済責任額について、施設建設当時の金額設定であることから、現在の再調達価格見積書の提出を求められたため、プラントメーカーに見積書作成を依頼し、全国自治協会へ提出いたしました。

共済金額の算定について、設定している共済責任額により、現在の再調達価格が高い場合は、比例填補方式が採用されることから、今回の請求の場合も再調達価格が高かったため、比例填補により算定され、請求額の約7割である184万6,282円が補償額として入金となったものであります。

次に、落雷、突風、竜巻などの自然災害が発生した場合などの対応マニュアルについてですが、当組合では、防災マニュアルを作成しておりますが、その内容は、構成市町村内における大規模な地震、水害、火災、その他の災害に対処するため、組合独自の災害予防、災害応急対策、災害復旧対策等の総合的な実施や、構成市町村における地域防災計画に基づき、構成市町村が行う防災に関する事業に連携、協力し、災害に強いまちづくりのため、最大限の努力を払うものを目的としており、落雷、突風、竜巻などによる自然災害が施設へ与える被害を想定した対応マニュアルとはなっておりません。

これまでは、落雷による被害はありましたが、突風や竜巻などの被害など、今後想定される自然災害が与える施設への影響や他の処理施設での事例などを調査研究し、対策を講じていきたいと考えております。

次に、歳出の総務費、委託料の人事評価制度研修会についてですが、人事評価の目的は、人材の育成、組織の活性化及び公正な処遇、また、適材適所の人材配置であります。職員の能力向上のために、近隣五つの一部事務組合との合同により、平成19年度から管理職を対象に、人事評価制度を試行的に導入し、平成20年度からは全職員を対象に行っております。

まず、人事評価の構成であります。評価要素は三つに大別されております。

まず、一つ目は、業績評価であり、年度内に達成すべき業務目標を定め、スケジュール表に基づき、組織目標や日常業務に沿った適切な目標の達成状況と進行管理の状況の評価いたします。

二つ目は、意欲評価であり、仕事に取り組む姿勢や行動を評価いたします。規律性、責任行動、協調性、積極性、市民満足志向など。

三つ目は、能力評価であり、専門知識、技能の日々の業務での活用状況や、体得した習熟能力、判断力、企画力、折衝力、指導力の日々の業務での活用状況の評価いたします。

評価するに当たり、研修でいろいろな事例をもとに、実際に人事評価を行う評価実習の訓練を繰り返し行い、公正、公平な評価ができるように取り組んでいるところであります。

次に、評価段階、尺度についてですが、日々の仕事ぶりについて、評価項目別に5段階で評価し、年度末には評価を項目別に点数化し、総合的に判定いたします。評価結果について、全ての職員が納得できるよう、中間面談、育成面談や職場でのコミュニケーションを通じて十分な説明を行い、着眼点やルールに基づき絶対評価を行うなど、公平性、透明性、納得性の高い人事評価制度となるよう取り組んでおります。

評価結果については、平成23年6月から前年度の評価結果を勤勉手当の成績率に反映させております。

次に、負担金、補助及び交付金での周辺地域環境整備交付金であります。地元の理解と協力を得るため、平成8年5月に、龍ヶ崎地方衛生組合と長戸地区7区において、長戸地区環境整備交付金に係る協定を締結し、組合が今後事業を施工するに当たり、地元の協力を必要とする場合は、地元はこれに協力することとなっております。平成8年から平成17年までは年間539万円を交付しておりました。

交付金の算出根拠であります。協定書を締結した当時の各地区の人口や当組合からの距離などを考慮し、各地区の人口割で算出しております。その後、平成18年から当組合の財政状況が厳しくなってきたことや搬入量の減少などを理由に、交付金の減額をお願いしてきました。

まず、平成18年度は、第1回目の変更協定書を締結いたしました。この変更協定は、5年間の交付金を提示し、段階的に減額をしております。

平成8年に締結した協定書に基づく額を基準額と定め、平成18年度と平成19年度は、各20%の減額、平成20年度から平成22年度までは各30%の減額をしております。さらに、平成23年度には、第2回の変更協定書を締結し、基準額から35%の減額をしております。

さらに、平成26年度に第3回目の変更協定書を締結し、基準額から40%の減額をしており現在に至っております。したがって、平成28年度の交付金は40%を減額した額を交付しております。

今後の方向性については、組合の財政状況や搬入量の減少が予想されることから、環境整備交付金については、縮小の方向で地元と協議してまいりたいと考えております。

次に、衛生費の処理場費、委託料での脱水汚泥リサイクル処分についてですが、まず、平成26年度の脱水汚泥の処分にかかったコストの比較でございます。平成27年度の脱水汚泥発生量は1,782トンでありまして、この汚泥の処分に4,219万8,552円の費用がかかっており、平成26年度の汚泥発生量2,179トン、処分費用5,271万2,474円と比較しますと、発生量で397トン、処分費用で1,051万3,922円それぞれ減少しております。これは、高効率汚泥脱水機の導入によるものでございます。

次に、乾燥造粒施設運転時とのコスト及びCO₂の排出量の比較でございます。

まず、乾燥造粒施設運転休止に至った経緯について説明いたしますと、乾燥造粒施設は平成10年の稼動以来、148キロ施設及び102キロ施設で発生する脱水汚泥を乾燥造粒肥料化

しておりましたが、稼働開始から十数年が経過し、設備の老朽化が激しく、大規模改修による施設の延命化が必要となりまして、どのような改修、延命化がよいのか調査研究、検討をしたところ、施設の運転管理が難しく経費や手間のかかる乾燥造粒施設を休止し、循環型社会形成推進交付金を使い高効率汚泥脱水機を導入して、脱水汚泥の発生量を減らし、脱水汚泥の状態を肥料原料として外部にリサイクル処分できるように施設を改修、延命化すれば、イニシャルコスト、ランニングコスト及びCO₂排出量の削減に最も効果的との判断から、乾燥造粒施設の運転を休止した次第でございます。

具体的に申し上げますと、イニシャルコストについては、総事業費3億7,000万円のうち、国から組合へは補助金として1億8,200万円、構成8市町村へは、交付税として総額1億8,200万円が交付されておりますので、この事業に対し負担した金額は600万円でございます。

また、ランニングコストについてでございますが、乾燥造粒施設が通常運転していた平成22年度と比較してみますと、この年には含水率85%の脱水汚泥が2,800トン発生しておりまして、この脱水汚泥を乾燥造粒肥料化するために9,000万円の費用がかかっておりました。仮に同じ量の汚泥を改修、延命化後の高効率汚泥脱水機により脱水した場合でございますが、脱水汚泥の含水率が73%に低下し、発生量が1,600トンに減少すると思われま

す。この脱水汚泥のリサイクル処分に係る費用は4,000万円でございますので、乾燥造粒施設運転時と比較しますとランニングコストが年間5,000万円削減されることとなります。

最後に、CO₂の排出量についてでございますが、この改修、延命化によりCO₂排出量が年間1,000トン、率にして49%削減されており、これは一般家庭280世帯分に相当する量となります。

このように、乾燥造粒施設運転時と比較しますと、コスト削減とあわせてCO₂の削減により、地球温暖化防止及び環境保全に努めることができたと考えております。

以上でございます。

○油原信義議長 6番遠藤憲子議員。

〔6番 遠藤憲子議員 登壇〕

○6番（遠藤憲子議員） 1回目のご答弁、大体詳しくわかりましたが、次の点について指摘をしていきたいと思っております。

まず一つ目に、落雷による設備機器の被害金額、今回184万6,282円ということで、この故障修理ということなのですが、雷が地中から入り機器に被害をもたらしたということ、不可抗力のことでもありますが、とにかく人的な被害が発生しなかったということには安堵をいたしました。

しかし、以前にも雷による被害があったと聞いておりますので、今後も起こるかもしれないという危機管理意識、そういうことをぜひ職員の方もお持ちいただき、また、答弁の中にもありましたが、他の事例でも参考にしながら、対応についても検討していくべきと

考えます。

次に、人事評価制度についてです。企業におけます実績評価と違いまして、自治体の分賦金等で運用されております、この一部事務組合に、果たしてどのような考えのもとで、公正公平に評価できるのか。上司が部下を評価するようなこと、それで評価項目の中に業績評価、意欲それから能力評価という細かなこともありました、このような評価ということ、このようなことはコミュニケーションの問題もそうですし、評価がよかった人、悪かった人など、そのような分断を生むようなことになりかねないのではないかと思います。このような評価制度には同意することはできません。

そしてまた、協定書に基づく交付金につきましては、当初より減額をされていること、細かな答弁で明らかでした。しかし今後、人口減が予想され、そうしますと、搬入量の減少も予想されます。衛生組合の事業にとりましても、経営が大変厳しくなるということも予想されております。そういう中で、地域との協力というのは不可欠と考えます。今後の方向性について、どのように協定書に盛り込んでいくのか、それは検討課題とすべきこと、このことを申し上げておきたいと思えます。

そして、脱水汚泥のことですが、リサイクル処分、老朽した機器を使い切るよりか、そういう脱水汚泥のままに処分をしたほうがコスト的にも効果があるということ、このことは理解をすることができます。

以上、今すぐには解決できないこと、答弁の中で多々ありました。今回こういうようなことで要望という形になりますが、今後とも衛生組合の事業については注視していきたいと考えます。

以上で質疑を終わります。

○油原信義議長 10番池田 慈議員。

[10番 池田 慈議員 登壇]

○10番(池田 慈議員) 池田 慈です。よろしくお願ひいたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてお伺ひいたします。

14ページに書いてあります。昇給の基準に対する経過措置についてお伺ひいたします。経過措置になった理由についてお願ひいたします。

2点目に、以前にもこのような経過措置になったことがあるのかどうか。

3点目に、今後、経過措置などないような対策、どのようにしていくのかという3点についてお伺ひしたいと思えます。お願ひいたします。

○油原信義議長 小林事務局長。

[小林義弘事務局長 登壇]

○小林義弘事務局長 池田議員の質疑にお答えいたします。

昇給の基準について、なぜ経過措置となったのかということですが、今年4月

から改正地方公務員法が施行され、その中で、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする人事評価制度の導入が徹底されたところでございます。

当組合の人事評価制度の運用については、平成19年度から試行運用を開始し、評価結果の反映については、平成23年6月から勤勉手当の成績率へ反映させ、現在まで運用しているところでございます。

当組合が給与条例を準用している龍ヶ崎市においては、今回の地公法の改正と同時に、前年度の評価結果を今年度の昇給へも反映する運用を開始しておりますが、当組合が参加している研修会では、今年度からの昇給への反映については、研修のカリキュラムに設定されておらず、職員への周知がなされていなかったことから、一緒に研修を行っております近隣の一部事務組合と協議をし、1年の経過措置を設けることになったものであります。

この経過措置の1年間に、研修等により職員への周知徹底をするとともに、制度の理解をさらに深め平成29年度の運用に向けて準備を行っているところでございます。

次に、以前にもこのようなことがあったのかとのご質問ですが、過去このようなことはありませんでした。

今後、このようなことがないようにする対策といたしましては、条例を準用している龍ヶ崎市や近隣の各一部事務組合と連携し、情報を交換しながら、職員に不利益のないよう適正な人事管理をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○油原信義議長 これをもちまして議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対者の討論を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○油原信義議長 次に、賛成者の討論を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○油原信義議長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○油原信義議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○油原信義議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○油原信義議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第4号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○油原信義議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第5号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○油原信義議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
議案第6号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○油原信義議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第7号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○油原信義議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
報告第1号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○油原信義議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
報告第2号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○油原信義議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○油原信義議長 日程第5、これより一般質問に入ります。
質問の通告がありませんでしたので、これをもって一般質問を終結いたします。

○油原信義議長 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。
お諮りいたします。
お手元に配付の印刷物のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○油原信義議長 ご異議なしと認めます。よって、本件につきましては、お手元に配付の
印刷物のとおり議員を派遣することに決しました。

○油原信義議長 これをもって、平成28年第2回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会を閉会い
たします。

慎重審議ご苦労さまでございました。

午後2時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

龍ヶ崎地方衛生組合議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員